

令和6年能登半島地震学生災害ボランティア被災者支援活動助成金交付要綱

1. 目的

本事業は、石川県内の高等教育機関の学生が、令和6年能登半島地震における、被災者を支援するためのボランティア活動等（以下、「支援活動等」という。）を行う場合に要する経費の一部を助成することにより、令和6年能登半島地震の復興に寄与することを目的とする。

2. 用語の定義

この要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- ①被災地：交付申請書の提出日時点で、災害ボランティアセンターが開設されている石川県内の市町
- ②支援活動等：被災地での災害ボランティア活動（家屋の片付け、災害ごみの運搬など）及び被災者との交流活動など

3. 助成対象者

石川県内の高等教育機関で活動するゼミ・サークル等で、5人以上の学生が所属する団体であること。

4. 助成要件

下記①～④の全てを満たす者とする。

- ① 教員等が引率するものであること（ただし、教員が活動を許可したものであると認められるときはこの限りではない）
- ② 上記に定義する支援活動等を行うものであること
- ③ 政治活動や宗教活動を目的としていないこと
- ④ 当該助成を希望する支援活動等がボランティアに関する他の助成金等を受けていないこと

5. 助成

支援活動等に係る交通費・宿泊費につき、助成対象者に予算の範囲内で助成するものとする。また、本助成金の利用は同一年度内において1団体につき4回（1回あたりの支援活動等とは一日単位の支援活動等とし、同一日内の複数の支援活動等は1回とみなす）を上限とし、学生1人あたり3千円、1団体あたりの1回の助成金額は5万円を上限として実費で助成する。ただし引率教員に係る交通費、宿泊費については対象外とする。

6. 交付申請手続

この助成金の交付を受けるために必要な手続は次のとおりとする。

① 事前相談

この助成金の交付を受けようとするときは、あらかじめ活動の内容及び助成金額について、第9条の問い合わせ先に電話等により事務局に事前相談を行うものとする。

② 交付申請書の提出

助成金の交付の申請をしようとする団体（以下「交付申請団体」という。）は、活動実施日の14日前までに交付申請書（様式第1号）に参加予定者名簿、活動行程表、活動予算書もしくは助成金を充当する予定の経費に関する見積書を添付し、理事長あてに

提出するものとする。

③ 助成金の交付決定

理事長は、②の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、交付申請団体に対し、速やかに助成金交付決定を行い、交付決定通知書により通知する。

④ 実績報告

交付申請団体は、活動終了後30日以内または助成金の交付の決定を受けた日の属する年度の最終日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第2号）に参加者名簿、活動行程表及び活動の状況が分かる写真、助成対象経費の支出証拠書類（領収書等）を添付し、理事長あてに提出するものとする。

⑤ 助成金の額の確定

理事長は、④の実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付申請団体に対し、助成金額確定通知書により通知する。

⑥ 助成金の請求・支払

⑤の通知を受けた交付申請団体は、助成金を請求しようとするときは、助成金（精算）請求書（様式第3号）を理事長あてに提出するものとする。

7. 留意事項

助成金の交付に関し、交付申請時に偽りがあったと認められるとき、または、実績報告時に助成要件を満たさないことが確認されたときは、交付決定を取り消すものとする。

8. その他

この要綱に定めがある場合を除いては、石川県補助金交付規則（昭和34年7月20日石川県規則第29号）を準用するものとする。

9. 問い合わせ先（事務局）

公益財団法人 石川県県民ボランティアセンター

（〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

石川県生活環境部女性活躍・県民協働課内）

TEL (076) 225-1365

FAX (076) 225-1374

メール newnpo@pref.ishikawa.jp

附 則

この要綱は令和6年7月9日から施行する。